

サンプル

収入
印紙

業務委託契約書（案）

委託者（以下、「甲」という。）と（受託者）（以下、「乙」という。）は、第1条に定める委託業務（以下「本件委託業務」という。）に関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件委託業務の範囲）

甲は乙に対し、次に列挙する業務を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) ○○○○○
- (2) ○○○○○
- (3) ○○○○○
- (4) その他、前記各号に付帯する一切の事項

第2条（対価の支払）

- 1 本件委託業務の報酬は、別紙の基準に基づいて算出する。
- 2 乙は、甲に対し、毎月末日限り、請求書を送付し、甲は、かかる請求書が交付された日から1週間以内に、乙の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第3条（報告）

乙は、甲から報告の請求があった場合は、本件委託業務の進捗について、口頭又は書面により速やかに報告しなければならない。

第4条（費用の負担）

本件委託業務の履行に要する費用は、乙が負担する。ただし、甲が負担することに合意した費用は、この限りではない。

第5条（第三者への委託の禁止）

乙は、本件委託業務を第三者に再委託することができない。

第6条（資料・貸与物の取扱い）

- 1 甲は、乙に対し、本件委託業務を遂行するために必要な情報を提供する。
- 2 乙は、前項の情報を善良な管理者としての注意義務をもって管理、保管し、本件委託業務の遂行以外の目的で利用してはならない。
- 3 乙は、本契約終了後、本契約に基づいて提供を受けた情報、資料その他の貸与物について、甲の指示に基づいて返還又は廃棄を行う。

第7条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、本契約に基づいて知り得た相手方の情報について、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示してはならず、また、本契約遂行に必要な目的以外で使

サンプル

用してはならない。

2 前項の義務は、本契約終了後〇年が経過するまで、存続するものとする。

第8条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、西暦〇〇〇〇年〇月〇日から、西暦〇〇〇〇年〇月〇日までとする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれか一方から本契約を終了させる旨の申し出がない限り、本契約は同内容にて1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第9条（中途解約）

前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、3か月の予告期間をもって書面で通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。

第10条（解除）

甲又は乙が以下のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約の1つにでも違反したとき
- (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- (5) 自ら振り出し、又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- (6) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- (7) その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
 - (1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2 甲又は乙は、前項の1つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

サンプル

第12条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

第13条（管轄）

甲又は乙は、本契約に関する一切の紛争について、〇〇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約成立の証として、本通2通を作成し、各自署名押印（記名押印）の上、各その1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲（住 所）

（氏 名） ⑩

乙（住 所）

（氏 名） ⑩